

令和 2 年第 3 回与論町議会臨時会

会 議 録

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

与 論 町 議 会

令和2年第3回与論町議会臨時会会議録

令和2年11月30日（月曜日）午前10時03分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第56号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第57号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第58号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君

2番 原 栄 徳 君

3番 林 敏 治 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 福 地 元一郎 君

7番 大 田 英 勝 君

8番 野 口 靖 夫 君

9番 沖 野 一 雄 君

10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（5人）

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

教 育 長 町 岡 光 弘 君

総務企画課長 沖 島 範 幸 君

会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君

書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前 10 時 03 分

○
○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和 2 年第 3 回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----
日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3 番、林 敏治君、7 番、大田英勝君を指名します。

----- ○ -----
日程第 2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第 2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

----- ○ -----
日程第 3 議案第 56 号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 3、議案第 56 号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 56 号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。
本条例は、令和 2 年 10 月 7 日付けの人事院勧告に鑑み、本町議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。
御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

○議長（高田豊繁君） これで、質疑を終わります。
お諮りします。議案第 56 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 56 号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５６号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第４ 議案第５７号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第４、議案第５７号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５７号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和２年１０月７日付けの人事院勧告に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（高田豊繁君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第５７号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５７号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第５ 議案第５８号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第58号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第58号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和2年10月7日付けの人事院勧告に鑑み、本町職員の給与を改定するため、所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 副町長にお尋ねしたいと思います。今、与論町職員の給与について副町長はどのように考えていますか、少ないのか、多いのか、もっと上げるべきではないのか、下げるべきか、それについてはどのようなお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 職員の給料についてでございますが、他の市町村、つまり鹿児島県内においてのラスパイレス指数から見ましても、本町の職員の給料は低い状況にあります。そういった中で他の市町村、要するに類似団体の調査もさせてもらっているのですが、できるだけ職員の給料も平均並みにはもっていききたいという考えは持っております。しかしながら、令和2年度、今年度初めて会計年度任用職員の給料改訂の見直しもしたわけですが、対前年比で約6000万円人件費のほうも上がってきた関係もございまして、今回職員の給料については、これまでどおりという形で思っております。しかしながら過去3年間の給料の水準をラスパイレス指数で考えますと約2ポイント改善もされておりますので徐々にそういったところも改善対応できればと思っております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今、低いほうになるとおっしゃられたわけですが、隣の知名町の職員もラスパイレスも相当な金額だし、それに準じて広域の給与も上がっているわけですが、知名町に連動してやっているわけですが、私は与論町役場職員の給与は上げるべきであって何でこれ下げるのですか。これ人事院勧告だからやらずにちゃいけないからということでやっているだけじゃないですか。下げる必要はないのではないのですか。少なくとも割合とかパーセント提示でしか下げるようにきてないわけですよ、元のものがいくらもらっているかもわからないのに、それに準じて下げていくわけですよ。おかしいのではないですか。基本的に給与というものは一定のレベルがあってそれを守るのが給与であって、それに人事院勧告から何パーセント下げろという命令がきたから、はい下げます、という話じゃないですかこれ。おかしいのではないですか。どうですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今回の、この条例の改正につきましては、手当のほうの改正が出ておりまして、給料のほうは全く変動はございません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 給与に関する条例等ですが給与は変わらないのですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 給料額は変わらないです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 給与額は変わらないのに対して、パーセント提示は下げることですね。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 期末手当の分を準じて0.05パーセント減額するということです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今回の減額は給与には全く関係ないということだと聞いているのですが、給与は全く関係ない、報酬だけということですか。給与に連動して報酬は変わるのではないのですか。何カ月分の給与に対して報酬はいくらにするか決めるのではないのですか、期末手当とか。どうですか。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

----- ○ -----
休憩 午後10時16分
再開 午後10時16分
----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） わかりました、私の誤解でした。今おっしゃられたように、ここ2、3年で2ポイント良くなったとおっしゃいますが、一般質問にも関わることがありますのでこの程度で抑えますが、是非職員の給与のレベルを少なくとももう少し上げていただきたい。そういうことで要望してお願いして終わります。

○議長（高田豊繁君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 大田英勝